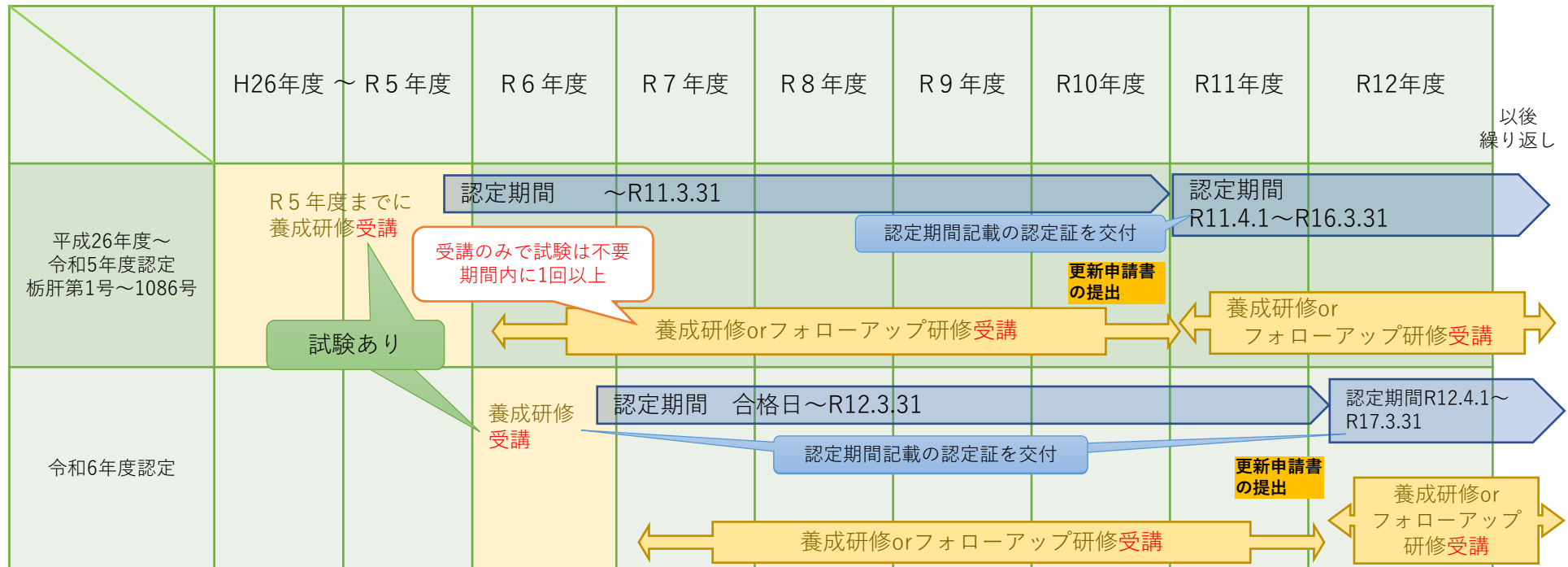


「栃木県肝疾患コーディネーターの養成及び活用に関する要綱」の主な改正点

- 1 認定期間を認定を受けた日から5年となる日の属する年度の末日（3月31日）までとする更新制を導入（第6条）
- 2 コーディネーターの配置先に関する条項を追加（第4条）
- 3 コーディネーターの登録内容の変更に関する届出についての条項を追加（第9条）
- 4 コーディネーターの活動状況の報告に関する条項を追加（第10条）

コーディネータ更新の考え方



※1 養成研修or
フォローアップ研修受講 の期間に養成研修又はフォローアップ研修を 1回以上受講 し、県に対し更新申請の提出があった場合、認定期間を5年延長します。（更新申請がない場合、認定を取り消します。）

※2 登録名簿から削除後、改めて認定研修を受講（試験あり）することは可能です。この場合は、新規登録となります。